

北区役所生活支援課補助作業会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）採用募集要項

1 採用人数

1 名

2 業務内容

北区役所生活支援課業務における事務補助

3 勤務場所

北区役所生活支援課

4 給与・勤務条件等

（1）雇用期間

令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）～令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）

（2）勤務日数

週 4 日（月曜日から金曜日のうちの本市が指定する 4 日間）

（3）勤務時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで（実労働時間：7 時間 30 分）

※休憩時間は午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までの 45 分間

（4）休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日

（5）有給休暇 なし

（6）報 酬 日額 9,813 円

（7）交 通 費 支給あり

※定期券額を支給する。ただし、定期券と比較して安価な料金で通勤できる場合は別途支給額を算出のうえ支給する。

（8）支 払 日 月末締め、本人名義の口座に翌月 17 日（1 月は 18 日）に振り込む。（ただし、支給日が土曜日、日曜日、祝日に該当する場合はこの限りではない。）

（9）健康保険 適用なし

（10）厚生年金 適用なし

(11) 雇用保険 適用あり

5 応募資格

大阪市内もしくは、大阪近郊に居住の方で書類点検・整理業務など一般的な事務作業のできる方。
年齢、性別は問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・本書の雇用期間を含め、本市に連続して2か月を超える雇用となる方
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方

【地方公務員法（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 募集期間・応募方法等

次の書類を送付してください。

(1) 提出書類等

ア. 補助作業会計年度任用職員採用申込書 1通

過去3ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を必ず添付のこと。

イ. 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

ウ. 「受験案内」及び「試験結果通知」送付用の定型封筒（長形3号） 計2通

必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼り付けてください。切手の貼付がない場合は、受験案内を送付しませんので、必ず貼付してください。

(2) 提出方法

郵送による申込みのみ

※「生活支援課補助作業会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書した封筒に入れて、送付してください。

北区役所生活支援課に令和7年10月6日（月曜日）まで（必着）

〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27

北区役所 生活支援課

（注）なお、簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足は受け付けません。

7 選考方法等

(1) 口述試験（試験時間 個別面接 10 分程度）

※応募者多数の場合、集団面接となる場合があります。

(2) 合格者の決定方法

口述試験（200 点満点）を実施のうえ、得点が一定点数以上の者を合格とします。ただし、一定の基準に達していない場合は不合格となります。

8 選考日時及び選考会場

(1) 日 時 令和 7 年 10 月 10 日（金曜日） 午前 9 時 30 分から

(2) 集合場所 北区役所 4 階 401 会議室前面談室

(3) 面接会場 北区役所 4 階 区長応接室

面接の詳細時間は、「受験者」確定後、令和 7 年 10 月 6 日（月曜日）付け送付する受験案内により、受験者本人あてに通知します。令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）午後 3 時までに受験案内が届かない場合は、同日午後 5 時までに北区役所生活支援課へ連絡してください。

9 合否の通知及び採用まで

(1) 選考結果については、選考後、速やかに受験者全員にお知らせします。

(2) 合格者は「採用候補者名簿」に試験結果の成績順で登録し、上位者より採用内定とします。
なお、採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、当該名簿の登録期間は、名簿登録後から令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）までとなります。

(3) 合格後、あるいは「採用候補者登録名簿」に登録後、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格及び登録を取り消します。

10 その他

- (1) この募集において収集した個人情報、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。また、提出書類は一切返却しませんのでご了承ください。
- (2) 採用決定者について、受験資格がないことあるいは申込みの内容に虚偽が認められた場合には、採用を取り消すことがあります。
- (3) 過去に本市における勤務経験がある方は、その時期・期間等により前述の勤務条件（社会保険等）に変更の生じる場合があります。

11 お問い合わせ・お申込み先

下記お問い合わせ先までお願いします。

北区役所生活支援課

電話 06-6313-9872 （担当者：小松・植田）